

菜の花タクシー (仮称) 試行運行が 10月から始まります

市では、昨年度より今後のバス交通を検討してきた結果、デマンドと呼ばれる「予約型乗り合いタクシー」を試行運行して来年度の本格運行を目指すことになりました。

近年は車社会となりマイカーが普及し、バス利用者は年々減少を続け、交通事業者が単独で運行を維持できない状況です。

このため、市では補助などを行いバス路線の存続に努めてきましたが、利用者が全くない便も見られる状況です。そこで、これま

でのバス交通の一部を変更することにより、交通弱者の足の確保と、市の負担軽減を図り、より効率的な運行方式を目指すため「予約型乗り合いタクシー」の試行運行を実施します。

なお赤字補てんが大きい長沢線(木島駅⇄妙高市長沢)は9月末をもって運行休止となります。

※試行地区以外では通常どおり運行されます。

お問い合わせ先
企画財政課企画振興係
☎3111 内線392

■試行運行対象地区

- ①富倉・大川方面(山口・大川・涌井・堰口・大平・中谷・倉本・滝ノ脇・濁池)
- ②岡山下段(上境・下境・桑名川・藤沢・西大滝・川面)
- ③瑞穂東部・木島根越(富田・福島・神戸・小菅・山岸・其綿・吉) 全3エリア 22地区

■試行期間

10月1日から11月30日までの2ヶ月間

■試行方法

既存バスの運行を一部休止して「菜の花タクシー」を運行



△試行運行予定の「菜の花タクシー」(イメージ図)

10月から

サービス体系が変わります 障害者自立支援法

今年4月より障害者自立支援法が施行されました。これは障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、障害のある人の自立を支えるためにできたもので、10月からはサービスの体系が変わります。

■福祉サービスに係る自立支援給付の体系

サービスは個々の障害のある方々の勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」となります。

新サービス		現行サービス		
介護給付	居宅介護	居宅サービス	ホームヘルプ(身・知・児・精)	
	重度訪問介護		デイサービス(身・知・児・精)	
	行動援護		ショートステイ(身・知・児・精)	
	重度障害者等包括支援		グループホーム(知・精)	
	児童デイサービス		重症心身障害児施設(児)	
	短期入所(ショートステイ)		療護施設(身)	
	療養介護		更生施設(身・知)	
	生活介護(施設入所)		授産施設(身・知・精)	
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)		福祉工場(身・知・精)	
	共同生活介護(ケアホーム)		通勤寮(知)	
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	施設サービス	福祉ホーム(身・知・精)	
	就労移行支援		生活訓練施設(精)	
	就労継続支援			
	共同生活援助(グループホーム)			
地域生活支援事業	移動支援			
	地域活動支援センター			
	日常生活用具			

・表中「身」は身体障害者、「知」は知的障害者、「精」は精神障害者、「児」は障害児
・新サービスでは障害の種別ごとに定められていたサービスが一元化されます

サービスを受けるためには

介護給付を希望する場合は認定調査、医師意見書が必要(新制度に移行しない施設入所者は、今回手続きの必要がありません)。訓練等給付のみを希望する場合でも認定調査が必要です。

サービスを希望する方では

まず、既に「障害福祉サービス受給者証」「身体障害者受給者証」「知的障害者受給者証」をお持ちの方は、早急に市役所保健福祉課で手続きをお願いします。

また、「障害福祉サービス受給者証」「身体障害者受給者証」「知的障害者受給者証」をお持ちの方は、お問い合せください。

者施設受給者証をお持ちの方は

9月末まで変更の必要があるため申請の手続きをお願いします。

ご不明な点は市役所保健福祉課社会福祉係(☎3111 内線188)までお問い合わせください。

介護保険 三二知識 ④

仮徴収・暫定徴収と本徴収

8月号でお知らせしたように、介護保険料は前年の所得に基づいて、その年度の世帯を含めた市民税課税状況で決定します。前年分の所得決定は6月です。そのため特別徴収は4・6・8月を仮徴収とし、普通徴収は4～7月までを暫定徴収として、前年度の課税状況を基に仮に納めていただきます。前年の所得が決定した後は、特別徴収は10月・12月・翌年2月を、普通徴収は8月～翌年3月までを本徴収として、仮徴収または暫定

介護保険料について

徴収で納めていただいた金額を差し引いて等分しますので、所得段階が同じ方は、期別ごとの金額が違いますが、保険料年額は同額になります。

介護保険料の徴収方法

基本は受給されている老齢基礎年金・退職年金等からあらかじめ天引きし、社会保険庁等からまとめて市に納付されます(これを特別徴収といいます)。また平成18年度からは、新たに障害年金・遺族年金も特別徴収されることになりました。

もう一つは、市から送付した納

入通知書により直接保険料を納付、または口座振替で納付いただく方法です(これを普通徴収といいます)。普通徴収は、受給されている年金額が年18万円未満の方、年度の途中で65歳になられた方や転入された方、年金の現況届を出し忘れた方などが、しばらくの間対象者になります。



飯山市検診カレンダー(平成18年度版) 訂正のお知らせ

4月にお配りした検診カレンダーの「基本健診・胃・大腸・前立腺ガン検診」の日程で、「9月16日 保健センター」とあったのは誤りでした。お詫びして訂正いたします。

保健センターで健診をご希望の方は、9月28日、29日、10月3日、5日をお願いします。なお、受診票が必要となりますので、お持ちでない方は下記までお申し込みください。



お問合せ先
市役所保健福祉課 健康増進係
☎3111 (内線182)

木島公共下水道推進委員会が解散

平成2年の設立以来、木島地区野坂田区・坂井区・下木島区・天神堂区・上新田区(一部)の下水道事業にかかわる推進等を行ってきた木島公共下水道推進委員会(佐藤重義 会長)が8月25日、解散式を行いました。

同委員会は各区から選出された役員、地元の関係企業などで構成され、受益者負担金の積立や管路・処理場の建設、つなぎ込みの推進等に携わるなど、公共下水道事業の推進に大きな役割を果たしてきた団体です。

今年7月末にはつなぎ込み率が80%を超え、大きな成果とともにその活動に幕を下ろすこととなりました。

④佐藤会長には木内市長から感謝状が贈呈されました。

